

# 集中復興期間の総括と 28年度以降の復興事業のあり方 (ポイント)

- I 集中復興期間の総括
- II 28年度以降の復興事業
  - 1 10年以内での復興事業の完了
  - 2 被災地の「自立」につなげていく支援
  - 3 復興特会で実施する事業
  - 4 自治体負担の考え方

平成27年5月  
復興庁



# I 集中復興期間の総括

○ 28年度以降の復興事業のあり方については、これまでの集中復興期間における復興支援の総括を行い、その上で、定めていく必要がある。

1. 分野ごとの成果と現状（25兆円を使い、何ができ、何が残ったか。）【参考1】
2. 復興事業と予算の総括

## 前例のない幅広く手厚い措置【参考2】

- (1) 増税も含め、25兆円を超える復興財源フレームを策定。
- (2) 復旧・復興事業の自治体負担をゼロに。被災地は安心して復興に取り組む。
- (3) 高台移転など、単なる復旧を超えた事業を実施。  
きわめて柔軟な復興交付金制度を創設。その他のインフラ整備も、社会資本整備総合交付金に復興枠を創設し、自治体負担を実質ゼロ。
- (4) 産業復興のための「グループ補助金」を創設。被災者の健康、コミュニティ支援も実施。

## 復興は着実に進展

○ 地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展。少なくとも住まいの確保に関する復興交付金事業は、集中復興期間中に85市町村中64市町村で完了予定。【参考3】

## 評価と課題

- 今後の復興事業（予算）の在り方を検討する前提として、以下を考える必要。
- (1) 復興予算の執行の遅れ（繰越2兆円、不用0.7兆円（25決算））。精度の高い予算にしていくべき。
  - (2) 国民に広く負担を求めた復興財源が、被災地の復興とは直接関係のない事業にも使われてきたとの指摘。
  - (3) 被災地向けの予算でも、緊急性や必要性、国の支援のあり方を精査すべきものがある。  
⇒ 全国共通の課題（地域振興、防災）への対応、調査研究・技術開発、雇用確保や人材育成
  - (4) 地域の持続可能性を見据えた復興地域づくりに資するものになっているか。  
⇒ 被災地の市町村では、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を縮小。

## Ⅱ 28年度以降の復興事業

### 1. 10年以内での復興事業完了(福島除く)

- 復興期間10年以内での一刻も早い復興事業完了に向けて、現在の取組を着実に進める。
- ただし、原子力災害被災地域については、長期の事業が予想されるので本格的な復興・再生に向けて、国が前面に立ち、引き続き取組む必要。

### 2. 被災地の「自立」につなげていく支援

- (1) 被災地の「自立」につなげていくための施策にしていく必要。新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指す。
- ① まずは住宅再建等を加速。被災者の恒久住宅の確保を促進。
  - ② 災害公営住宅でのコミュニティづくりや長期避難者の心身のケア等、復興のステージの進展に伴って生じる被災者が抱える課題等に的確に対応。
  - ③ 産業・なりわいの再生等に、官民の連携を一層強化し取組み。持続可能な地域社会を作り上げる。
- (2) 財源が国民負担であることを再認識して、見直しを行う。
- ① 被災地の復興のために真に必要な事業に重点化。地方創生をはじめ一般会計等の施策を活用。
  - ② 復興に資する事業でも、全国共通の課題（地域振興、防災）への対応との性格を併せ持つ事業について、自治体負担を導入。自治体負担の程度は、全国における一般事業の負担の程度と比べて十分に軽減。被災団体の財政負担に十分配慮。【参考4】
- ⇔ 復興の基幹的事業（被災者支援、災害復旧、復興交付金事業（基幹事業））や原発由来の事業は引き続き自治体負担ゼロ。
- ③ 人口の将来見通しを踏まえた事業内容の見直し

### 3. 28年度以降復興特会で実施する事業

○ 引き続き復興特会で実施する事業、一般会計で実施する事業、27年度限りで終了する事業の振分けは以下のとおり。

| 区分          | 事業  | 具体例  |
|-------------|---|--|
| 引き続き復興特会で実施 | ① 被災者支援   | 応急仮設住宅、被災者の心のケア、見守りなど  |
|             | ② 災害復旧事業等   | 災害廃棄物処理、公共土木施設や商業施設等の災害復旧  |
|             | ③ 原子力災害特有の課題に対応する事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>除染、中間貯蔵施設の整備、放射性物質汚染廃棄物処理</li> <li>長期避難者支援、早期帰還の支援</li> <li>避難指示区域等における医療保険制度等の特別措置</li> <li>環境放射線測定、環境モニタリング</li> <li>風評被害対策 など</li> </ul> |
|             | ④ 東日本大震災復興交付金   | 高台移転、災害公営住宅 など   |
|             | ⑤ その他被災地の課題に対応する事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>復興に資する公共事業</li> <li>被災した中小企業等への低利融資、販路回復</li> <li>成果が早期に発現し、被災地の復興につながる調査・研究</li> <li>応援職員経費 など</li> </ul>                                  |
| 一般会計等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施</li> <li>被災地以外でも等しく課題となっている事業 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用創出、雇用支援</li> <li>地域振興や将来の災害への備えとの性格の公共事業</li> <li>成果の発現に長期を要し、成果が全国に裨益する調査・研究 など</li> </ul>   |
| 27で終了       | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的や目標を達成</li> <li>緊急性や必要性がなくなった事業</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国防災事業</li> <li>復興を担う人材育成 など</li> </ul>   |

一部に自治体負担を検討

## 4. 自治体負担の考え方

- **復興の基幹的事業**（被災者支援、災害復旧、復興交付金事業（基幹事業））や**原発由来の事業**は引き続き**自治体負担ゼロ**。
- 一方、復興に資する事業でも、「地域振興」、「将来の災害への備え」といった、全国に共通する課題への対応という性格を併せ持つ事業に対して、自治体負担を導入。具体的には、①**復興交付金（効果促進事業）**、②**社会資本整備総合交付金（復興）**、③**道路・港湾整備事業**などが対象。
- 自治体負担の程度は、全国における**一般事業の負担の程度と比べて十分に軽減**。被災団体の財政負担に十分配慮。

|   | 復興事業の分類(補助、直轄)   | 主な事業  |          |
|---|--|---|----------|
| A | <b>復興の基幹的事業</b><br>・災害救助、心のケア、コミュニティ再建（被災者支援）<br>・災害廃棄物処理、インフラ復旧、生産設備復旧（災害復旧）<br>・高台移転（復興交付金（基幹事業）） など | ・応急仮設住宅、被災者健康生活支援総合交付金<br>・災害廃棄物処理、災害復旧、グループ補助金<br>・復興交付金（基幹事業） | 自治体負担ゼロ  |
| B | <b>原子力災害からの復興</b>  | 福島再生加速化交付金<br>放射性物質汚染廃棄物処理<br>双葉郡中高一貫校設置事業                      |          |
| C | <b>震災からの復興に資する事業であり、かつ、「地域振興」や「将来の災害への備え」といった全国共通の課題への対応との性格も併せ持つ(※1)</b>                              | ① 復興交付金(効果促進事業)<br>② 社会資本整備総合交付金(復興)<br>③ 道路整備事業、港湾整備事業 等       | 自治体負担を導入 |

(※1) 原子力災害被災地域12市町村の事業は除くものとする（Bとして整理）。



# (参考1)集中復興期間における復興事業の主な実績

## 住宅再建・復興まちづくり(10兆円)

- ◆災害廃棄物処理
  - ・福島県一部地域を除き処理を完了 (H26.3)
- ◆災害復旧
  - ・河川堤防2,115箇所のうち2,113箇所 (H26.12)、道路(直轄国道) 1,161kmのうち1,159km (H26.12)の復旧を完了
- ◆インフラ整備
  - ・復興道路等570kmのうち223kmを供用済 (H26.12)
- ◆復興まちづくり
  - ・復興交付金31,818億円を計上し (H23~27)、97市町村及び8道県に対し25,648億円を配分 (H23~26)
  - ・災害公営住宅の85%、高台移転の宅地の94%で着手済 (H26.12)  
⇒ 集中復興期間中に、災害公営住宅19,566戸(計画の65%)、高台移転の宅地9,937戸(同48%)が整備完了見込み 等

## 産業・生業(なりわい)の再生(4.1兆円)

- ◆中小企業への支援
  - ・約28万件の貸付(貸付額約5.8兆円)を実施 (H27.2)
  - ・グループ補助金で605グループ、10,416事業者を支援 (H27.2) 交付先事業者の約4割が震災直前の売上水準まで回復 (H26.6)
  - ・3県全体の鉱工業生産指数が震災前の水準にほぼ回復 (H24.1~)
- ◆企業立地
  - ・岩手県28件、宮城県129件、福島県616件等計約900件を採択 (H27.3)
- ◆農林水産業への支援
  - ・漁船約1.8万隻の復旧。水揚げ量は約8割まで回復 (H27.1)
  - ・水産加工施設の約8割で業務再開 (H26.12)
  - ・津波被災農地の約7割で営農再開可能 (H27.1)
- ◆雇用の確保
  - ・平成23年度から25年度の3年間でのべ約26万人の雇用を創出。被災3県の有効求人倍率は0.45倍 (H23.4) から1倍以上に上昇 (H24.7~) 等

## 被災者支援(健康・生活支援)(2.1兆円)

- ◆救助活動等
  - ・自衛官のべ1,066万人等を派遣 (H23)
- ◆応急仮設住宅(借上げ型を含む)の整備
  - ・ピーク時約12.3万戸。応急仮設住宅等への入居戸数は減少(8.5万戸 (H27.3))し、恒久住宅への移転が進捗。岩手県、宮城県の計9市町村において応急仮設住宅が解消見込み (H27.3)
  - ・避難者数は当初の約47万人から約23万人まで減少 (H27.1)
- ◆被災者の生活再建支援
  - ・対象全て(22万4千世帯)に被災者生活再建支援金の支給(基礎支援金)をおおむね完了 (H28.3)
- ◆地域医療の再生
  - ・約9割の病院を復旧 (H26.12)
- ◆就学支援
  - ・被災園児児童生徒のべ18万人に学用品費等を支給 (H23~25) 等

## 原子力災害からの復興・再生(1.6兆円※1)

- ◆除染
    - ・国直轄除染対象11市町村のうち4市町村の面的除染を終了 (H26.11)
    - ・市町村除染対象94市町村のうち45市町村において、除染等の措置が概ね完了 (H26.12)
  - ◆中間貯蔵施設の整備
    - ・中間貯蔵施設等に係る交付金(1,500億円)、原子力災害からの福島復興交付金(1,000億円)を創設 (H27.2)
  - ◆ふるさとの復活
    - ・福島再生加速化交付金2,655億円を計上 (H25~27)
    - ・避難指示区域の見直しが完了 (H25.8)し、順次、避難指示を解除
  - ◆風評被害対策
    - ・157民間団体・市町村へ福島県産農産物のPR事業を支援 (H26.3)
- ※1 東京電力への求償対象経費(除染等:2.6兆円:27年度末までに使用が見込まれる金額ベース)は含まれていない。 等

(注)上記の他、震災復興特別交付税等(4.6兆円)、全国防災対策費等(3.0兆円)等がある。

※2 4つの柱の( )の数字は、集中復興期間に使用が見込まれる金額(復興財源フレーム(事業費ベース)上の試算値)

## (参考2)これまでにない政策

### これまでにない組織と政策で復興を支援。

#### (1) 国の責務の一元化

- ① 責任組織の設置と一元化(復興対策本部、復興庁)
- ② 自治体からの要望をワンストップで対応(地方に復興局を設置)
- ③ 復興のための増税も含め、5年で26.3兆円程度復興財源確保

#### (2) 被災自治体支援

- ① 震災復興特別交付税を創設し、復旧・復興事業の自治体負担分を全額措置
- ② 取崩し型基金3,000億円
- ③ 全国の自治体が被災地に職員を派遣(累計8万7千人)。国費で負担。

#### (3) 被災者支援

- ① 心身のケア、孤立防止、コミュニティづくりを支援
- ② 住民票を移さず、避難先自治体で行政サービスを受けられるように支援

#### (4) インフラ復旧・まちづくり

- ① 復興特区制度を創設し、土地利用再編の事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化
- ② 復興交付金を創設し、地域づくりに必要な事業の一括化、地方負担の手当

#### (5) 産業の復興

- ① 仮設工場・店舗等の整備と無償貸与
- ② 中小企業等グループの施設復旧のための補助金の創設
- ③ 復興特区制度を創設し、税制・金融上、規制・手続きの特例
- ④ 二重ローン対策(東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター)

#### (6) 雇用の確保

- ① 雇用創出基金の拡充等による被災地で仕事づくり
- ② 震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金の創設



# (参考3)復興交付金事業の進捗の見通し

○ 27年2月末時点において、復興交付金事業を行う85市町村※<sup>1</sup>のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が27年度までに全て完了予定としている市町村は64※<sup>2</sup>。

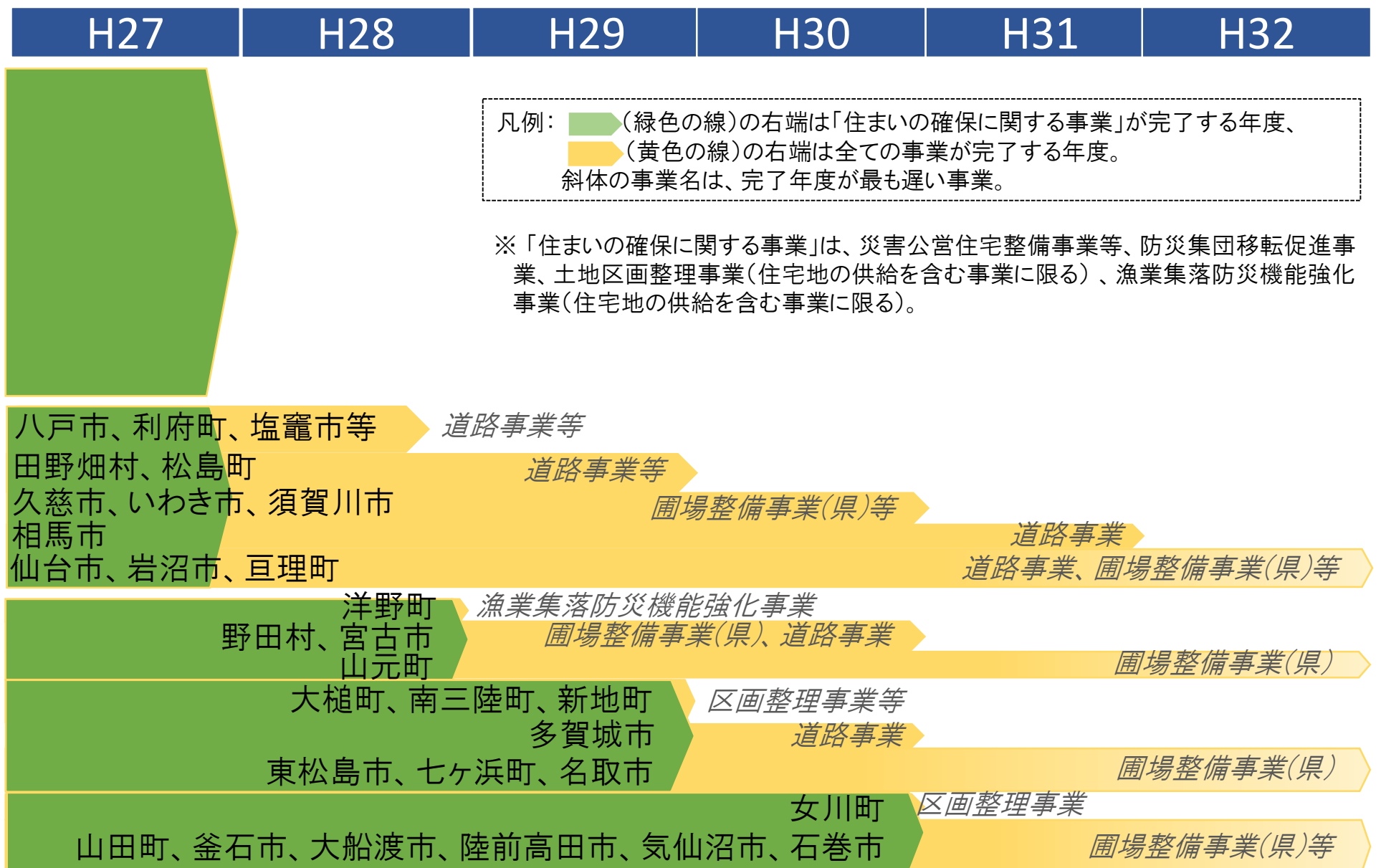
うち、27年度までに計画中の事業が全て完了予定の市町村:50

27年度までに計画中の住まいの確保に関する事業が全て完了予定の市町村:14

○ その他18市町村でも、概ね30年度までに住まいの確保に関する事業が完了する見込み。

※1:原子力災害に伴い避難指示等が出された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除く。

※2:計画は被災自治体において適宜見直されており、事業の追加等により、完了時期の変動があり得る。



凡例: (緑色の線)の右端は「住まいの確保に関する事業」が完了する年度、  
(黄色の線)の右端は全ての事業が完了する年度。  
斜体の事業名は、完了年度が最も遅い事業。

※「住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業等、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。

全ての事業が27年度までに完了する市町村(50市町村)

住まいの確保に関する事業が27年度までに完了する市町村(14市町村)

住まいの確保に関する事業が28年度以降に残る市町村(18市町村)

※ 事業の完了時期は、復興交付金事業計画(27年2月時点。災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業、効果促進事業を除く。)の全体事業期間に基づく。今後、計画の変更により、変動があり得る。上記のほか、液化化対策事業の調査・設計中で完了時期を精査中の3市がある(稲敷市、久喜市、千葉市)。  
※ 防災集団移転促進事業の場合、住宅地の造成が完了した後も、移転者の住宅建設等に対する補助等が続く場合がある。

# (参考4) 東日本大震災の被災自治体における財政指標の状況 (福島県は除く)

- 税収は、県においては全国平均を上回って増加しているが、市町村においては、人口の減少、家屋の滅失等の影響もあり、減少している団体が多くみられる
- 基金残高は、震災前と比較し、全国平均を上回って増加している。次年度以降の活用予定額や、精算により返還が予定されている額の影響等もある。
- 地方債現在高は、震災復興特別交付税による手厚い措置を講じた結果、概ね横ばいとなっている

## ●都道府県分

(単位:億円、%)

| 団体名                | 地方税     |         |          | 財政調整基金現在高 ※1 |        |          | 地方債現在高  |         |          | 実質公債費比率(%) |      | 財政力指数 |      |
|--------------------|---------|---------|----------|--------------|--------|----------|---------|---------|----------|------------|------|-------|------|
|                    | 21年度    | 25年度    | 増減率(対21) | 21年度         | 25年度   | 増減率(対21) | 21年度    | 25年度    | 増減率(対21) | 21年度       | 25年度 | 21年度  | 25年度 |
| 岩手県                | 1,197   | 1,249   | 4.4      | 113          | 315    | 178.2    | 15,073  | 15,150  | 0.5      | 14.1       | 19.4 | 0.31  | 0.30 |
| 宮城県                | 2,548   | 2,663   | 4.5      | 72           | 344    | 381.5    | 14,487  | 16,475  | 13.7     | 15.0       | 14.4 | 0.54  | 0.53 |
| 岩手県・宮城県 計          | 3,745   | 3,912   | 4.5      | 185          | 659    | 256.9    | 29,560  | 31,625  | 7.0      | 14.6       | 16.6 | 0.43  | 0.42 |
| 全国計<br>(岩手県・宮城県除き) | 161,343 | 164,180 | 1.8      | 8,420        | 12,219 | 45.1     | 803,456 | 865,676 | 7.7      | 13.0       | 13.4 | 0.52  | 0.47 |
| (参考)仙台市            | 1,752   | 1,759   | 0.4      | 188          | 297    | 57.6     | 7,084   | 7,619   | 7.6      | 12.7       | 11.3 | 0.86  | 0.85 |

※1 財政調整基金現在高は、次年度に執行予定の額及び次年度に返還予定の額を含む

※2 都道府県分の地方税について、全国計には東京都が徴収した市町村税分も含む

## ●市町村分

(単位:億円、%)

| 団体名                | 地方税     |         |          | 財政調整基金現在高 ※1 |        |          | 地方債現在高  |         |          | 実質公債費比率(%) |      | 財政力指数 |      |
|--------------------|---------|---------|----------|--------------|--------|----------|---------|---------|----------|------------|------|-------|------|
|                    | 21年度    | 25年度    | 増減率(対21) | 21年度         | 25年度   | 増減率(対21) | 21年度    | 25年度    | 増減率(対21) | 21年度       | 25年度 | 21年度  | 25年度 |
| 岩手県沿岸<br>13市町村※3 計 | 250     | 235     | ▲ 6.1    | 118          | 420    | 255.9    | 1,771   | 1,708   | ▲ 3.6    | 14.6       | 12.5 | 0.28  | 0.24 |
| 宮城県沿岸<br>15市町村※4 計 | 847     | 764     | ▲ 9.8    | 301          | 904    | 200.0    | 2,968   | 2,928   | ▲ 1.4    | 12.9       | 12.0 | 0.62  | 0.55 |
| 沿岸市町村計             | 1,097   | 999     | ▲ 8.9    | 419          | 1,324  | 215.7    | 4,739   | 4,636   | ▲ 2.2    | 13.4       | 12.2 | 0.46  | 0.41 |
| 全国計<br>(沿岸28市町村除き) | 185,644 | 184,652 | ▲ 0.5    | 35,724       | 53,216 | 49.0     | 560,113 | 557,233 | ▲ 0.5    | 11.2       | 8.6  | 0.56  | 0.49 |

※3 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

※4 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、栗原市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町